

添付法令資料 1 :

韓国ベンチャー企業育成に関する特別法（目次）
2025 年 12 月 30 日法律第 21286 号により一部改正 2026 年 7 月 1 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 3 条）
- 第 2 章 ベンチャー企業育成基盤の構築
 - 第 1 節 ベンチャー企業育成のための推進体系の構築（第 3 条の 2 ないし第 3 条の 6）
 - 第 2 節 資金供給の円滑化（第 4 条ないし第 14 条）
 - 第 3 節 企業活動及び人材供給の円滑化（第 15 条ないし第 16 条の 21）
 - 第 4 節 立地供給の円滑化（第 17 条ないし第 22 条）
- 第 3 章 削除（第 23 条）
- 第 4 章 補則（第 24 条ないし第 31 条の 2）
- 第 5 章 罰則（第 32 条及び第 33 条）
- 附則